



マイナンバーカードを 申請してみませんか

問合せ 役場住民課 ☎029-885-0340

どんな使い方ができるのかな？

公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証等と同じく、官民間問わず（口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便局での郵便物受取…等）に利用可能。免許証を返納しても、身分証明書はこれでOK！



マイナンバーの提示が1枚で

年金や税等の手続でマイナンバーを求められても、これ1枚でOK。さらに今後は、福祉等の手続で住民票等の添付書類が不要に！

行政手続や民間サービスの電子申請に

子育てサービスの検索や申請(予定)、確定申告等がインターネットからできるように。民間サービスでも証券口座の開設や住宅ローンの締結で利用され始めています。(今後拡大)

マイナンバーカードの休日交付を行います

- ・実施日 12月10日(日)・平成30年1月14日(日)・2月11日(日)・3月11日(日)
- ・実施時間 午前8時30分～午後0時30分

▶ カードの交付を受けるには、まずご自分で申請を行う必要があります。

マイナンバーカード総合サイト内「マイナンバーカード交付申請」
(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>)



申請のやり方が
分からないよ～



そんな方は

休日交付日限定！

マイナンバーカードの申請をお手伝いします！（無料）

マイナンバーカードの発行を希望される方を対象に、タブレット端末を利用して写真撮影(無料)を行い、カードの申請をするお手伝いをします。

《必要なもの》

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート等写真付き公的身分証明書）
※写真付き公的身分証明書がない方は、健康保険証、年金手帳等、身分証明書が2点必要です。
- ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カードの下部分)

マイナンバーカードの交付申請書の送付用封筒について

平成27年10月から平成29年8月9日の間に「通知カード」とともに発送された「個人番号カード交付申請書の送付用封筒」の差出有効期間は平成29年10月4日までとされていますが、平成31年5月31日まで有効な封筒として引き続き利用ができることになりました。

紛失や、家族がすでに申請に使用してしまったなどの理由で封筒がお手元にない場合は、マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) から封筒をダウンロードすることができます。また、役場住民課窓口でも配布していますのでご利用ください。